

令和2年4月30日

東京税理士会会員の皆様へ

東京国税局
総務課長 中戸川 誠
税理士監理官 田仲 正之

持続化給付金等の申請に係る確定申告書の開示請求について（依頼）

平素より税務行政に深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「東京都感染拡大防止協力金」及び「持続化給付金（中小企業庁）」（以下「給付金等」という。）が創設され、税理士の皆様の元にも事業者から相談が寄せられていると承知しております。

給付金等の申請準備の開始に伴い、東京国税局管内税務署においては、行政機関個人情報保護法に基づく確定申告書の開示請求のために多くの事業者が来署されており、当局としては感染症予防対策を可能な限り行っているものの、来署者の増加に伴う感染リスクの増大を心配しているところです。また、税務署では給付金等の趣旨を踏まえ迅速な対応を念頭に事務処理を進めているところですが、申告書の開示請求に対して即日交付はできず、一定期間を必要としているのが現状です。

つきましては、税理士の皆様におかれましては、申告書の控えをお持ちでない事業者から給付金等の申請に係る相談を受けた場合には、感染症拡大防止の観点から次の点に留意の上、御説明くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 税務署における確定申告書の開示請求から交付までには一定期間を要すること
- ・ 確定申告書の開示請求は、郵送による手続きが可能であること
- ・ 税務署の受付印がない申告書控えを持っていても、これから税務署で受付印を押すことはできないこと